

2024年
4月1日から



保育料の無償化と 副食費の補助を実施します

町内児童の保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、保育所、認定こども園に通う0歳児から2歳児までの保育料の無償化を行い、就学前の全ての児童の保育料について無償化を行います。また、保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童の保護者に対して、当該施設において提供される給食に係る費用の補助を行います。

みやこ町の独自の保育料の無償化・副食費の補助は、
子ども及び子どもと生計を一にする保護者が、町内に住所を有し、居住している
ことが条件で他市町村の施設を利用する子どもも対象になります。

1

保育料の無償化

- ◇対象者：保育所、認定こども園（保育園部）に通う「保育の必要性の認定」を受けている0歳児から2歳児までの子ども
※3歳児から5歳児までの保育料は国の制度により無償化となっています
- ◇対象額：保育料を全額無償化（※令和6年4月1日以降発生分より）
- ◇手続き：不要

2

副食費の補助

- ◇対象者：保育園と認定こども園（保育園部）の3歳以上児（※1）
：幼稚園と認定こども園（幼稚園部）の満3歳以上児（※2）
（※1：3歳以上児とは当該年度4月1日時点で3歳の児童のこと）
（※2：満3歳以上児とは3歳に到達した児童のこと）
- ◇対象額：月額4,700円を上限に実費分を補助
（※令和6年4月1日以降発生分より）
※上限額を超えた場合は自己負担となります。
また、主食費（ご飯等）は自己負担となります。
- ◇対象施設：保育所、認定こども園、幼稚園
※預かり保育、一時預かり時の副食費については対象外です。
※保育の必要性の認定を受けている0歳児から2歳児までの給食費は保育料に含まれています。
- ◇手続き：各施設に直接支払った副食費の領収書を申請書（※3）に添付して町に提出してください。
（※3）「みやこ町教育・保育施設等における副食費補助金交付申請書」
（様式は各施設やみやこ町HPにて掲載）
ただし、代理受領対象の施設に通う児童の保護者は当該施設に代理受領委任状の提出を行うことで副食費の支払いを行う必要はありません。
（ただし、上限額を超えた部分については、保護者からの支払いが必要です。）
この場合、町から直接副食費の補助分の支払いを行います。
詳しくは、利用している施設にお尋ねください。

延長保育料、通園費、絵本代等は自己負担となります

